

## 誓約書

私は、飯塚市戸建て中古住宅取得補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の規定により、飯塚市戸建て中古住宅取得補助金の交付を申請するにあたり、補助金の交付決定の日から5年を超えて、現在の住所地に住民登録を行い生活の本拠地とします。

万一5年以内に補助金の対象となる住宅(以下「住宅」という。)から交付決定者の世帯の構成員全員(交付申請時の構成員に限る。)が引っ越し、又は住宅を譲渡、貸与、取り壊し、又は売却することがあった場合には、要綱第9条第2項に定める金額を返還します。

また、地元自治会活動や地域活動に積極的に協力します。

年 月 日

申請者 住所 飯塚市

氏名